主

原判決を破棄する。 本件を台東簡易裁判所に差し戻す。

理 由

本件控訴の趣意は、末尾に添附した台東区検察庁検察官副検事新堀虎六作成名義の控訴趣意書と題する書面に記載してあるとおりであり、これに対する答弁は、末尾に添附した弁護人高見沢博作成名義の答弁書と題する書面に記載してあるとおりであるから、それぞれ、比照検討の上、右控訴の趣意について、次のように判断する。

第一点(事実の誤認の論旨)について

なお、さきに判断したように、原審の訴訟手続は、その全過程を通じて違法であるから、本件は、第一審において初から完全に手続をやり直す必要があるものであって、もとより、当審において自判することができないものであることは、明らかなところであるから、刑事訴訟法第三百八十二条、第三百九十七条第一項、第四百条本文により、原判決を破棄して、本件を原裁判所に差し戻すこととする。

よつて、主文のとおり判決する。

(その他の判決理由は省略する。

(裁判長判事 高野重秋 判事 真野英一 判事 堀義次)